

論文の内容の要旨

論文題目 F. A. ハイエクにおける市場と政治——自生的秩序と統治構造

氏名 酒井 弘 格

F. A. ハイエク (Friedrich August von Hayek 1899-1992) は、市場に代表される自生的秩序の役割を強調した、20 世紀の代表的な自由主義者である。彼はこの観点から、社会主義やケインズ主義的福祉国家といった介入主義的政府を批判しつづけた。しかし他方でハイエクは、単なる市場原理主義者でなく、様々な社会政策を肯定した。そのため、一部のリバタリアンからは、福祉国家に譲歩しすぎた人物と批判されてきた。

本論文は、ハイエクの多様な領域にわたる言説を再構成することで、市場と政治について彼が採った複雑な立場の背後にある思考原理を解明し、政治思想にとってのハイエクの意義と限界を考察したものである。

本論文では、まず『自由の条件』(1960)を中心にハイエクの思考構造を明らかにし(第1部～第3部)、さらに、後年の進化論への傾斜による変化を跡づけた(第4部～第5部)。

第1部でまず検討したのは、ハイエクの自由概念である。そこでは自由と権力が対概念となっており、これらは影響力を行使する意図の有無と、残された選択肢の数という二つの基準によって区別されていた。しかし、自由と権力の関係が連続的なのか、それとも二分法的なのかについて、ハイエクの態度は両義的であった(第1部第1章)。

次いで、ハイエクの法の支配概念を検討した。これは、自由を実現する統治方法として

ハイエクが推賞したものである。そこでは、法と命令が対概念となっており、意図の有無と選択肢の数という、自由と権力についての定義と同じ基準で定義されていた。また法は、一般性と抽象性、すなわち全員に適用できることという基準でも定義されていたが、ここにも二分法と連続性のあいだの両義性が存在していたため、特に、全員を等しく抑圧する法や事実上差別を生む法を明確に拒否できなかった（第1部第2章第1節～第3節）。ハイエクはまた、法の支配を制度的に保障するために成文憲法と権力分立の仕組みを提案した。それは、法の支配という理念を確実に実行する主体をハイエクが特定できず、多様な主体に期待せざるをえなかったことを表していた。またハイエクは、法の支配とデモクラシーの理念が混同されてデモクラシーが絶対化することを過度に恐れたため、ご都合主義的なデモクラシー擁護論に頼る結果になった（第1部第2章第4節～第5節）。

以上のような自由と権力、また法と命令についての、二分法と連続性という矛盾する思考の背後に知識論と科学論があることを明らかにしたのが、第2部である。

ハイエクの知識論については、彼が人間の全知を否定し、人間の完全知識を前提とする諸議論を批判したとして、広く知られている。しかし具体的に誰が何を知りえ、何を知りえないとハイエクが考えたかは、必ずしも特定されてこなかった。それに対しここで、ハイエクが経済について、方程式から成るというイメージをもち、方程式の抽象的形状と具体的数値という二分法的区分を行っていたことを明らかにした。政府当局が利用するのは前者の知識のみである。社会は非常に複雑であり、随時変化するので、政府当局は後者を確定することはできない。それは現場の諸個人の試行錯誤によって結果的に発見せざるをえないのである（第2部第1章）。

これは、ハイエクが『隷従への道』（1944）で行った社会主義批判の構造を説明する。すなわち、資本主義では、政府が経済の方程式の抽象的形状までしか決定せず、その具体的数値の決定は諸個人の相互作用に委ねられる。その結果、適切な数値が発見される。このとき諸個人は自由な活動が認められている。これに対し社会主義では、政府が具体的数値の決定まで行おうとするが、必要な知識を収集できないため合理的決定ができず、経済を破綻させる。またこのとき、諸個人の選択の自由は奪われる。ハイエクはこのように、社会主義の必然的失敗と自由の抑圧を批判したのである。もっとも実際には、ハイエクの議論が混乱していたため、当時はこの点が十分に理解されなかった（第2部第2章）。

さらに、社会科学と自然科学の方法論の相違についてのハイエクの議論を検討した。その結果、ハイエクの社会科学方法論が、経済理論の方程式のイメージをそのまま拡大した

ものだったことが明らかになった。そこから、ハイエクは社会全体を方程式のイメージによって理解していたという推測を示した。そして、法の支配もその一部だったという仮説を立てた。つまりハイエクにとって、法とは社会の方程式の抽象的形状のことであり、命令とはその具体的数値を決定することだったのである。法と命令の二分法的見解は、この方程式のイメージに由来していたのである。もっとも、現実はそのように方程式で割り切れるものではない。そのため、現実を説明するために、ときおり依拠せざるをえなかったのが、連続的見解だったのである（第2部第3章）。

以上から、ハイエクが社会全体を方程式のイメージで把握しており、市場経済も法の支配とともに、政府は方程式の抽象的形状までは介入してよいが具体的数値は決定してはならないということを含意していたと、結論づけられた。

第3部では、社会政策についてのハイエクの見解を検討し、まず、それが市場原理と法の支配という二原理に反しない限りで政府の介入を認めるというものだったことを示した。これは上記の結論を補強するものである。次いで、しかしこれは現実の説明には次の二点で不十分だったことを示した。第一に、法の支配は連続的な性質をあわせもっている。そのため法の支配は、明快な指針を示せないのである。そこでハイエクは、特定の政策の必要性を論理的に証明できず、自分の理想とする政策が法の支配の範囲内に収まっていることを示すだけにとどまらざるをえなかった。第二に、法の支配が理想的に二分法的な性質をもっていたとしても、なお市場原理と相反する可能性があることである。このときハイエクは、市場原理をそれほど攪乱しない限りで法の支配を優先させるという現実的な妥協案を提示した。

第4部では、ハイエクが後年に、ポパーの反証主義を部分的に取り入れたこと、また暗黙的知識の議論を導入したことを契機として、進化論へと傾斜したことを示した（第4部第1章～第2章）。そして、その中で、それまでのハイエクの議論の不十分な点のいくつかは解決されたことを明らかにした。特に、法は自生的に形成されるのか、政府の熟慮によって形成されるのか、という点がこれまでは曖昧であり、その点を中心に検討した。

ハイエクは『法と立法と自由』（1973～1979）において、法の定義に、当事者間の期待のマッチングを最大限に実現させるという要件を追加した。人々の自発的な相互作用の中で紛争が生じると、様々な法の制定による解決が図られるが、その中で生き残る法は、当事者間の期待のマッチングを最大化する法である。なぜなら、それが彼らと社会全体の繁栄を実現する結果、その法を採用した社会が生存競争に勝つからである。これがハイエク

の法の自生的進化の議論の中心的主張であった（第4部第3章第2節）。

さらに、政府による法の制定の過程は、紛争当事者間の期待のマッチングを最大化するような法の発見を、その専門家である裁判官（と、部分的に立法府）が行うというものだった。つまりハイエクにおいては自生的なルール形成も政府によるルール形成も、期待のマッチングという同じ方向を目指すものであり、両者が根本的に矛盾する必然性はないということになる。しかもこのとき、政府が抑圧的な法や差別的な法を作る心配もなくなる（第4部第3章第3節）。

第5部では、進化論をふまえてハイエクの政治論が変わったかどうかを、特に『法と立法と自由』に現れたラディカルな議会制改革案について検討した。そこではまず、成文憲法の役割が変化し、あるべき統治機構を書きとめる役割しか果たさなくなっていた（第5部第2章第1節）。次いで、本来の法を制定する立法院と、法の範囲内で政策を行う行政院という、ハイエクの新しい権力分立論を検討した。そして、それが法の支配の理想を守る人々を制度的に確保するという課題を解決するものだったこと、ハイエクがエリート主義に傾いたように見えるのはこの副産物にすぎないことを、発見した（第5部第2章第3節）。しかしこの統治機構論は、新しい進化論的工夫を十分に生かせず、『自由の条件』で問題となった法の支配概念の連続性にもとづく曖昧さという課題を克服できなかった。そのため、これをそのまま採用するのは難しいと結論づけた（第5部第2章第4節）。

以上の考察から、結論として次のことが明らかになった。ハイエクには方程式状の社会世界という一貫したヴィジョンが存在した。しかしそこでは、法則とそこに代入される個別的数値という二分法のヴィジョン、諸個人の自発的な相互調整が全体にとって最善の結果を生むという見えざる手のヴィジョンという二つのヴィジョンが前提とされており、これらは十分な現実の説明能力をもたない。ハイエクもこうした問題に部分的に対応したが、根本的な解決はできず、むしろ議論を複雑にし、多くの矛盾した内容を生んだだけだった。

ハイエクは膨大な領域で多くの業績を残した。それらが多くの有益な示唆を含むと同時に、そのままわれわれの指針とするには課題が多いことが、本論文によって確認された。